

情報のページ 建設アスベスト給付金制度について

～2022年1月19日施行～

1. 給付金の対象者

以下の(1)～(3)の要件を満たす方が対象です。

(1) 次の表の期間ごとに表に記載されている石綿にさらされる建設業務に従事した。

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設作業

*建設業務：①土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊または解体の作業、②①の準備作業、③①②の作業に付随する作業（現場監督の作業を含む）

(2) 石綿関連疾病(*)にかかった

*①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、④石綿肺（じん肺管理区分が2～4）、⑤良性石綿胸水

(3) 労働者や一人親方・中小企業主（家族従事者等を含む）であること

*遺族の場合は、配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順に優先します。労災遺族補償の受給資格とは異なり、被害者との生計同一は要件ではありません。

2. 給付金の額

(1) 原則の金額

石綿管理区分2でじん肺法所定の合併症のない方	550万円
石綿管理区分2でじん肺法所定の合併症のある方	700万円
石綿管理区分3でじん肺法所定の合併症のない方	800万円
石綿管理区分3でじん肺法所定の合併症のある方	950万円
中皮腫、肺がん、著しい呼吸器機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿管理区分4、良性石綿胸水のある方	1150万円
上記1及び3により死亡した方	1200万円
上記2、4及び5により死亡した方	1300万円

*「じん肺法所定の合併症」とは、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸です。

(2) 減額・調整

①短期ばく露による減額

特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が以下に当てはまる方は、給付金の10%が減額されます。

肺がん、石綿肺	10年未満
著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	3年未満
中皮腫、良性石綿胸水	1年未満

②喫煙の習慣による減額（肺がんのみ）

喫煙習慣のあった被災者は、給付金の10%が減額されます。（肺がんのみ）

3. 給付金の請求期限

石綿関連疾患にかかった旨の医師の診断日または石綿肺のじん肺管理区分決定日（管理2～4）があった日。被災者が石綿関連疾患により死亡した場合は、死亡した日から20年。

*労災認定を受けている方、またはご遺族は「労災支給決定等情報サービス」を利用することで手続きが簡便になります。

4. その他のアスベスト関連の制度

(1) 労災保険

(2) 特別遺族給付金（特別遺族年金・一時金）

*石綿を原因とした疾病で亡くなった労働者（特別加入を含む）の遺族が時効により労災保険法の遺族給付を受ける権利がなくなった人が対象となります。

(3) 石綿健康被害救済制度

*石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で、労災補償の対象とならない人が対象になります。

相談窓口

厚労省労災保険相談ダイヤル
Tel 0570-006631
建設アスベスト訴訟全国弁護士団
Tel 0120-793-148

*詳しくは、厚労省ホームページへ。

